株主各位

大阪市中央区北浜東1番20号

ナカバヤシ株式会社

代表取締役社長執行役員 湯本秀昭

第73回定時株主総会招集ご通知【電子提供措置事項のうち法令及び定款 に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項】の一部訂正について

当社第73回定時株主総会資料(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)の一部に会社法第442条に基づく備置書類と異なる誤記がございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます(訂正箇所に下線を付しております)。

なお本件誤記につきまして、第73回定時株主総会の議決権行使結果に影響を及ぼす内容ではないと考えておりますが、定時株主総会終了後に発覚した事実を厳粛に受け止め、今後の招集ご通知作成につきましては、重要性を十分に理解した上で、適切な対応に努めてまいります。

記

<訂正箇所①>

P.7「連結注記表 会計方針の変更に関する注記 (時価の算定に関する会計基準の適用 指針の適用)」

(訂正前)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類への重要な影響はありません。

(訂正後)

「時価の算定に関する会計基準<u>の適用指針</u>」(企業会計基準<u>適用指針</u>第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準<u>適用指針</u>第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準<u>適用指針</u>が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類への重要な影響はありません。

<訂正箇所②>

P.20 「個別注記表 会計方針の変更に関する注記 (時価の算定に関する会計基準の適用 指針の適用) |

(訂正前)

会計方針の変更に関する注記。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

(訂正後)

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

<訂正箇所③>

P.21「個別注記表 損益計算書に関する注記 1. 関係会社との取引高」

(訂正前)

営業取引以外の取引高

796 百万円

(訂正後)

営業取引以外の取引高

795 百万円

<訂正箇所④>

P.22「個別注記表 税効果会計に関する注記 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳」

(訂正前)

繰延税金資産(負債)の純額

238 百万円

(訂正後)

繰延税金資産の純額

238 百万円